

### 3 資 料

#### (1) 樋橋地区まちづくり推進委員会設置要領

#### 樋橋地区まちづくり推進委員会設置要領

##### (目的及び設置)

第1条 佐久市まち・ひと・しごと・創生総合戦略を展開するうえで、樋橋地区に期待されるまちの機能と施設整備の方向性について、これまで樋橋地区土地区画整理準備組合が考えてきた土地利用計画を踏まえ、樋橋地区をどのような街にしていくかについて様々な意見をまとめ、より具体的なまちづくり計画に反映されるよう提言することを目的とし、「樋橋地区まちづくり推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

##### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見をまとめる

- (1) 樋橋地区における土地利用に関すること。
- (2) 樋橋地区土地区画整理準備組合が行う土地区画整理事業による道路、公園、水路等公共施設整備に関すること。
- (3) 樋橋地区における建築物等の整備に関すること。
- (4) その他樋橋地区のまちづくりに関すること。

##### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 樋橋地区土地区画整理準備組合
- (2) 商工業関係者
- (3) 公共交通関係者
- (4) 金融機関
- (5) 教育機関
- (6) 佐久市観光協会
- (7) 関係行政機関
- (8) 関係区長
- (9) 市民活動団体
- (10) 学識経験者
- (11) 大学生
- (12) P T A連合会
- (13) 建築関係者
- (14) J A佐久浅間
- (15) 参入する事業者（土地利用者）

(会長及び副会長)

第4条

- 1 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、会長が招集する。
- 5 会長は、委員会での議事に進行役をおくことができる。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は平成29年3月31日するまでとする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、佐久市建設部都市開発室内におく。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において協議し、別に定める。

附則

この要領は、平成28年6月30日から適用する。